	現	 行			改 正				
別表(第2条	 関係)			別表(第2条関係)					
占用物件の 種類	区分	単 位	占用料 (単位円)	占用物件の 種類	区分	単 位	占用料 (単位円)		
法第 32 条第	第1種電柱	1本1年につき	<u>1, 100</u>	法第 32 条第	第1種電柱	1本1年につき	950		
1項第1号に	第2種電柱		<u>1,600</u>	1項第1号に	第2種電柱		<u>1,500</u>		
掲げる工作	第3種電柱		<u>2, 200</u>	掲げる工作	第3種電柱		<u>2,000</u>		
物	第1種電話柱		<u>940</u>	物物	第1種電話柱		<u>850</u>		
	第2種電話柱		<u>1,500</u>		第2種電話柱		<u>1, 400</u>		
	第3種電話柱		<u>2, 100</u>		第3種電話柱		<u>1, 900</u>		
	その他の柱類		<u>94</u>		その他の柱類		<u>85</u>		
	共架電線その他上空に設ける線	長さ1メートル1	9		共架電線その他上空に設ける線	長さ1メートル1	9		
	類	年につき			類	年につき			
	地下に設ける電線その他の線類		<u>6</u>		地下に設ける電線その他の線類		<u>5</u>		
	路上に設ける変圧器	1個1年につき	<u>920</u>		路上に設ける変圧器	1個1年につき	<u>830</u>		
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メ	<u>570</u>		地下に設ける変圧器	占用面積1平方メ	<u>510</u>		
		ートル1年につき				ートル1年につき			
	変圧塔その他これに類するもの	1個1年につき	<u>1,900</u>		変圧塔その他これに類するもの	1個1年につき	<u>1, 700</u>		
	及び公衆電話所				及び公衆電話所				
	郵便差出箱		<u>790</u>		郵便差出箱		<u>720</u>		

№.2 用地管理課

	現	行			改正	後	
	広告塔	表示面積1平方メ	<u>2, 300</u>		広告塔	表示面積1平方メ	<u>2, 400</u>
		ートル1年につき				ートル1年につき	
	その他のもの	占用面積1平方メ	<u>1, 900</u>		その他のもの	占用面積1平方メ	<u>1,700</u>
		ートル1年につき				ートル1年につき	
法第 32 条第	外径が 0.07 メートル未満のもの	長さ1メートル1	<u>40</u>	法第 32 条第	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートル1	<u>36</u>
1項第2号に	外径が 0.07 メートル以上 0.1 メ	年につき	<u>57</u>	1項第2号に	外径が 0.07 メートル以上 0.1 メ	年につき	<u>51</u>
掲げる物件	ートル未満のもの			掲げる物件	ートル未満のもの		
	外径が 0.1 メートル以上 0.15 メ		<u>85</u>		外径が 0.1 メートル以上 0.15 メ		<u>77</u>
	ートル未満のもの				ートル未満のもの		
	外径が 0.15 メートル以上 0.2 メ		<u>110</u>		外径が 0.15 メートル以上 0.2 メ		<u>100</u>
	ートル未満のもの				ートル未満のもの		
	外径が0.2メートル以上0.3メー		<u>170</u>		外径が0.2メートル以上0.3メー		<u>150</u>
	トル未満のもの				トル未満のもの		
	外径が0.3メートル以上0.4メー		<u>230</u>		外径が0.3メートル以上0.4メー		200
	トル未満のもの				トル未満のもの		
	外径が0.4メートル以上0.7メー		<u>400</u>		外径が0.4メートル以上0.7メー		<u>360</u>
	トル未満のもの				トル未満のもの		
	外径が0.7メートル以上1メート		<u>570</u>		外径が0.7メートル以上1メート		<u>510</u>
	ル未満のもの				ル未満のもの		
				,		<u>.</u> '	

№.3 用地管理課

現	行			į	改	正	後	
	[		1	Γ			1	
外径が1メートル以上のもの		<u>1, 100</u>		外径が1メ	マートル以上	のもの		<u>1, 000</u>
			<u> 法第 32 条第</u>	自動運行	法第2条	地下に設	長さ1メートル1	<u>5</u>
			1項第3号に	補助施設	第2項第	けるもの	<u>年につき</u>	
			掲げる施		5 号に規			
			設		定する自			
					動運行装			
					置による			
					検知の対	その他の		<u>17</u>
					象として	<u>もの</u>		
					設置する			
					導線その			
					他の線類			
						L 告又は交通	1本1年につき	1, 400
						表示する標		1, 100
					示柱その他			
					その他の	上空に設	占用面積1平方メ	850
								800
					<u>もの</u>	けるもの	ートル1年につき	=
						地下に設		<u>510</u>
						けるもの		
				その他のも	<u>o</u> O			<u>1, 700</u>
							,	

No. 4 用地管理課

					1					\11>G B \T\\
		現	行			Ę	<b>汝</b>	正	後	
<u>法第32条第1</u>	項第3号及7	パ第4号に掲げる施設	占用面積1平方メ	<u>1, 900</u>	<u>法第32条第1</u>	項第4号に持	<b>場げる施設</b>		占用面積1平方メ	<u>1, 700</u>
			ートル1年につき						ートル1年につき	
法第 32 条第	地下街及	階数が1のもの	占用面積1平方メ	A×0.005	法第 32 条第	地下街及	階数が10	のもの	占用面積1平方メ	A×0.005
1項第5号に	び地下室	階数が2のもの	ートル1年につき	A×0.008	1項第5号に	び地下室	階数が20	のもの	ートル1年につき	A×0.008
掲げる施設		階数が3以上のもの		A×0.01	掲げる施設		階数が31	以上のもの		A×0.01
	上空に設け	る通路		<u>1, 100</u>		上空に設け	る通路			<u>1, 200</u>
	地下に設け	る通路		<u>680</u>	地下に設ける通路			<u>710</u>		
	その他のも	$\mathcal{D}$		<u>1, 900</u>		その他のもの			<u>1, 700</u>	
法第 32 条第	祭礼、縁日	等に際し、一時的に設	占用面積1平方メ	<u>23</u>	法第 32 条第	祭礼、縁日	等に際し、	一時的に設	占用面積1平方メ	<u>24</u>
1項第6号に	けるもの		ートル1 目につき		1項第6号に	けるもの			ートル1日につき	
掲げる施設	その他のも	$\mathcal{D}$	占用面積1平方メ	<u>230</u>	掲げる施設	その他のも	$\mathcal{O}$		占用面積1平方メ	<u>240</u>
			ートル1月につき						ートル1月につき	

№. 5 用地管理課

	現		行			改	正	後	
					<u></u>				
道路法施行	看板(アーチ	一時的に設けるも	表示面積1平方メ	<u>230</u>	道路法施行	看板(アーチ	一時的に設けるも	表示面積1平方メ	<u>240</u>
令(昭和 27	であるもの	の	ートル1月につき		令 (昭和 27	であるもの	0	ートル1月につき	
年政令第479	を除く。)	その他のもの	表示面積1平方メ	<u>2, 300</u>	年政令第479	を除く。)	その他のもの	表示面積1平方メ	<u>2, 400</u>
号。以下「令」			ートル1年につき		号。以下「令」			ートル1年につき	
という。)第7	標識		1本1年につき	<u>1,500</u>	という。)第7	標識		1本1年につき	<u>1, 400</u>
条第 1 号に	旗ざお	祭礼、縁日等に際	1本1日につき	<u>23</u>	条第 1 号に	旗ざお	祭礼、縁日等に際	1本1日につき	<u>24</u>
掲げる物件		し、一時的に設け			掲げる物件		し、一時的に設け		
		るもの					るもの		
		その他のもの	1本1月につき	<u>230</u>			その他のもの	1本1月につき	<u>240</u>
	幕(令第7条	祭礼、縁日等に際	その面積1平方メ	<u>23</u>		幕(令第7条	祭礼、縁日等に際	その面積1平方メ	<u>24</u>
	第4号に掲	し、一時的に設け	ートル1 日につき			第 4 号に掲	し、一時的に設け	ートル1日につき	
	げる工事用	るもの				げる工事用	るもの		
	施設である	その他のもの	その面積1平方メ	230		施設である	その他のもの	その面積1平方メ	<u>240</u>
	ものを除		ートル1月につき			ものを除		ートル1月につき	
	<₀)					<∘)			
	アーチ	車道を横断するも	1基1月につき	<u>2, 300</u>		アーチ	車道を横断するも	1基1月につき	<u>2, 400</u>
		$\mathcal{O}$					の		
		その他のもの		<u>1, 100</u>			その他のもの		<u>1, 200</u>

№. 6 用地管理課

現		行		改	正	後	
令第7条第2号に掲げる工作	太陽光発電設備及び	占用面積1平方メー	<u>1, 900</u>	令第7条第2号に掲げる工作	太陽光発電設備及び	占用面積1平方メー	<u>1, 700</u>
物	風力発電設備	トル1年こつき		物	風力発電設備	トル1年につき	
令第7条第3号に掲げる施設	津波からの一時的な	占用面積1平方メー	<u>A×0.034</u>	令第7条第3号に掲げる施設	津波からの一時かな	占用面積1平方メー	<u>A×0.033</u>
	避難場所としての機	トル1年こつき			避難場所としての機	トル1年につき	
	能を有する堅固な施				能を有する堅固な施		
	設				設		
令第7条第4号に掲げる工事	用施設及び同条第5	占用面積1平方メ	230	令第7条第4号に掲げる工事	用施設及び同条第5	占用面積1平方メ	<u>240</u>
号に掲げる工事用材料		ートル1月につき		号に掲げる工事用材料		ートル1月につき	
令第7条第6号に掲げる仮設	建築物及び同条第7	占用面積1平方メ	<u>190</u>	令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7		占用面積1平方メ	<u>170</u>
号に掲げる施設		ートル1月につき		号に掲げる施設	ートル1月につき		
				付 則		,	
				この条例は、令和5年4	月1日から施行す	る。	